

千葉県総合計画策定推進本部設置要綱

(設置)

第1条 千葉県総合計画（以下「総合計画」という。）の策定、変更及び進行管理・評価を行うため、千葉県総合計画策定推進本部（以下「策定推進本部」という。）を置く。

2 総合計画の策定及び変更に関する調査研究を行うため、策定推進本部に幹事会及び区検討会を置く。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「総合計画」とは、基本構想、基本計画及び実施計画をいう。

(策定推進本部)

第3条 策定推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 策定推進本部に本部長を置き、市長をもってこれに充てる。

3 本部長は、会務を総理し、策定推進本部を代表する。

4 本部長は、策定推進本部の会議を招集し、その議長となる。

5 策定推進本部に副本部長を置き、副市長をもってこれに充てる。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 策定推進本部は、幹事会及び区検討会の報告を受け、その総合調整を図ったうえで、総合計画を策定及び変更するほか、別に定める要綱等に基づき、進行管理・評価を行う。

(幹事会)

第4条 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会に幹事長を置き、総合政策部長の職にある者をもってこれに充てる。

3 幹事長は、幹事会の会議を主宰する。

4 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。

5 幹事会は、総合計画に関する調査研究を行い、その成果を本部長に報告する。

(区検討会)

第5条 区検討会は、別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。

2 区検討会に区検討会長を置き、中央区長の職にある者をもってこれに充てる。

3 区検討会長は、区検討会の会議を主宰する。

4 区検討会長に事故あるときは、あらかじめ区検討会長が指名する者がその職務を代理する。

5 区検討会は、区基本計画に関する調査研究を行い、その成果を本部長に報告する。

(資料の提出等)

第6条 本部長、幹事長及び区検討会長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定推進本部の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1

策定推進本部

市長	建設局長
副市長	中央区長
病院事業管理者	花見川区長
教育長	稲毛区長
総務局長	若葉区長
総合政策局長	緑区長
財政局長	美浜区長
市民局長	消防局長
保健福祉局長	水道局長
こども未来局長	会計管理者
環境局長	議会事務局長
経済農政局長	市長公室長
都市局長	

別表第 2

幹事会

総合政策部長	若葉区地域振興課長
総務課長	緑区地域振興課長
資金課長	美浜区地域振興課長
財政課長	消防局総務課長
市民総務課長	水道総務課長
保健福祉総務課長	病院局経営企画課長
こども企画課長	教育委員会事務局企画課長
環境総務課長	選挙管理委員会事務局次長
経済企画課長	人事委員会事務局次長
都市総務課長	監査委員事務局行政監査課長
建設総務課長	農業委員会事務局次長
中央区地域振興課長	議会事務局総務課長
花見川区地域振興課長	政策企画課長
稲毛区地域振興課長	

別表第 3

区検討会

中央区長
花見川区長
稲毛区長
若葉区長
緑区長
美浜区長
市民部長
総合政策部長